

桶川市デジタル田園都市構想総合戦略推進本部設置要綱

(平成27年7月13日市長決裁)

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づくまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画の策定及び推進に当たり、桶川市デジタル田園都市構想総合戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(推進本部の所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 桶川市デジタル田園都市構想総合戦略（以下、「総合戦略」という。）の策定等に関すること。
- (2) 総合戦略の企画、推進及び効果検証に関すること。
- (3) その他総合戦略の推進に必要な事項に関すること。

(推進本部の組織)

第3条 推進本部は、桶川市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和54年桶川市規則第6号）第4条に定める庁議構成員をもって構成する。

2 推進本部の本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員会)

第5条 第2条各号に掲げる事項について調査、検討等を行うため、推進

本部に桶川市デジタル田園都市構想総合戦略検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる職にある者をもって構成する。

(1) 企画主管部長

(2) 各部副部長

3 委員会の委員長は、前項第1号に掲げる職にある者をもって充て、副委員長は、委員の互選により定めるものとする。

4 委員長は、委員会の会議を掌理し、会議の経過及び結果を推進本部に報告しなければならない。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部及び委員会の庶務は、企画主管課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及び委員会の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和2年1月28日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日市長決裁)

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年１２月２６日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和８年３月１８日市長決裁）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。